

平成29年度 第6回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成29年度第6回農業委員会総会日程表

日時 平成29年 9月 5日(火) 午後1時30分～

場所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第8 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

出席委員(19名)

1番 大西 嘉一郎	2番 石川 有利
3番 星川 安德	4番 横尾 昇
5番 押条 和司朗	6番 篠原 義尚
7番 鈴木 俊一	8番 武村 美枝子
9番 妻鳥 和美	10番 高橋 博
11番 坂上 宏	12番 尾崎 靖雄
13番 鈴木 博美	14番 高橋 藤信

15番 辻 政春  
17番 齋藤 伊勢子  
19番 石川 武将

16番 河村 薫  
18番 則友 祝幸

出席農地利用最適化推進委員(25名)

1番 脇 純樹	2番 藤田 紘正
3番 薦田 悦男	4番 森川 雅之
5番 高橋 忠明	6番 合田 慎太郎
7番 宇高 勉	8番 鎌倉 静夫
9番 石村 好典	10番 中泉 敏則
11番 石川 修平	12番 高橋 功
13番 立川 貞美	14番 三好 忠行
15番 河村 一碩	16番 合田 篤夫
17番 鈴木 一郎	18番 真鍋 義孝
19番 加地 照男	20番 渡邊 繁
21番 越智 寧	22番 尾崎 寿則
23番 近藤 良啓	24番 高橋 祥志
25番 鈴木 敏也	

出席した職員

事務局長 曾我部 和司  
係長 岡田 昇  
係長 石川 考太

次長 大西 唯文  
係長 河村 由美子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さんこんにちは。本日は何かとお忙しい中、またお疲れの所、第6回の総会にお集まりいただきましてありがとうございます。今年の夏は、異常な高温と少雨で農作業も何かと苦勞されたと思います。9月に入りましてからは、朝晩も涼しくなり作業もやりやすくなりますけれども、まだまだ残暑は続きます。夏の疲れが出ないように各自気をつけられて農作業をやっていただければと思います。8月26日に学校給食米の収穫祭が土居の干拓地で開催されましたが、当日参加されて御協力いただいた委員の皆様はこの場を借りて御礼申し上げたいと思います。収穫祭も無事終了いたしましたことを御報告いたします。

議 長 それでは、ただ今より総会を開催いたします。

議 長 只今の出席委員数は、19名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。本日は農業委員、農地利用最適化推進委員、全員出席であります。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、7番 鈴木俊一委員、6番 篠原義尚委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知  
についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 受付番号23番～25番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申  
請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につい  
てをご説明いたします。受付番号68番、上分町田1筆につきまして  
は、所有地と一体利用するためということです。条件第1号から第  
7号までについては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。続  
きまして69番、金田町半田及び柴生町の計14筆については、親か  
ら子への贈与となっています。条件第1号から第7号までにつきまし  
ては問題ありません。水稻、果樹、野菜等を栽培されるそうです。受  
付番号70番、中之庄町の畑1筆については、隣接地の所有者から  
の贈与ということで、条件第1号から第7号までについては問題ありま  
せん。果樹を栽培されるそうです。受付番号71、72、73、74の4件  
につきまして一括説明させていただきます。豊岡町長田の畑6筆に  
ついてですが、受人の〇〇〇〇さんが工業団地として買収される土  
地の代替地として所有権移転されるそうです。条件第1号から第7号  
までについては問題ありません。野菜を栽培されるそうです。受付番  
号75番、土居町上野の畑2筆につきましては、隣接地で耕作に便利  
なため取得するものです。条件第1号から第7号までについては問題  
ありません。ハナシバを栽培されるそうです。受付番号76番、土居町  
小林の田1筆につきましては、所有地に隣接して一体利用したいとい  
うことです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野  
菜を栽培されるそうです。受付番号64、66、67番については先月の  
総会で保留となった案件です。64番、66番につきましては、受人は  
鈴木さんですが、違反転用と思われる農地について、未だに改善さ  
れておりません。今回も保留相当ではないかと思えます。67番につ

いて、受人の〇〇さんですが、前は所有の農地が管理されていなかったのですが、今回は草刈等を行い改善されているということで問題ないと思われます。果樹を栽培されるということです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号68番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 69番

委 員 異議ありません。

議 長 70番

委 員 異議ありません。

議 長 71番

委 員 71番、72番、73番、74番異議ありません。

議 長 75番

委 員 異議ありません。

議 長 76番

委 員 異議ありません。

議 長 64、66番

尾崎寿則推進委員 前回指摘された所有地が改善されていないということで保留がいいかと思えます。

議 長 67番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 先ほどの保留の件でご質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 まず、議案第1号中の継続審査中の64番、66番についておはかりしたいと思います。この2件につきましては、譲り受け人の所有している農地に改善が見られないということから、引き続き継続審査にすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号中、64番、66番については継続審査にすることに決しました。

議 長 続きまして、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請請について64番、66番を除くを原案のとおり許可することに賛成の委員員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、64番、66番を除いて原案のとおり許可することに決しました。

河村 薫委員 64番、66番についての受人の所有する農地が1ヶ月も経って改善されていないようなので、本人の気持ちが多分なかわからないけれど、事務局から強く指導してほしい。

局 長 前回の保留のあと、この件については本人さんや行政書士さんにも連絡をし、保留の理由については説明しそれを実行してほしいと伝えております。本人の意向としては、1筆については違反転用ということで農地法の4条申請を提出し、もう1筆の資材置場については、解消しますということで返事をいただいております。事

務局も1週間に1度くらい確認に行っております。行った上で今回できていないということで説明させていただいております。指導はしてまいります。

議長　ほかに何か質疑ございませんか。

議長　ないようですので、続いて日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議長　議案の説明を求めます。河村　由美子さん。

河村係長　議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件です。受付番号10、金生町下分の案件について、申請人は〇〇〇〇。付近住民からの要望に応えるための貸駐車場新設です。立地基準、一般基準とも合致し止むを得ないと思われまます。受付番号11、下柏町の案件について、申請人は〇〇〇〇。高齢により営農困難となり、周辺で賃貸需要があることから申請地に賃貸共同住宅を建設するものです。立地基準、一般基準とも合致し、止むを得ないと思われまます。受付番号12、土居町野田の案件について、申請人は〇〇〇〇。自営業を営んでおり、売電収入を得るための太陽光発電施設設置です。立地基準、一般基準とも合致し、止むを得ないと思われまます。以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長　以上で、議案の説明は終わりました。

議長　これより、質疑にはいります。補足説明があればお願ひします。

議長　受付番号10番　質疑ありませんか。

委員　異議ありません。

議長　11番

委員　異議ありません。

議長　12番



委員 異議ありません。

議長 ほかに質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第3号、農地法第5条第1項の許可後の事業計画変更申請は、1件です。受付番号21、豊岡町長田の案件については、当初計画者は自己住宅を建築しようとして許可を得たが、途中で計画変更し、別の場所に建築したため、そのままの状態にしていました。継承者は借家住まいのため、将来のことを考え両親の自宅の隣地である申請地を譲り受けて自己住宅を建築するもので、現況は農地のため議案第4号受付番号100の案件です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われれます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。委員さんの方で補足説明があればよろしく申し上げます。

議長 受付番号21番 質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、変更相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第4号の説明の前に、今回9月4日に受付番号97番の下柏町の案件について、取り下げ願いがありましたので報告いたします。よって農地法第5条第1項の規定による申請は15件になります。受付番号91番、川之江町の案件については、受人は紙加工業を営んでおり、増加する需要に応えるべく申請地を譲り受けての受人・渡人合致の作業所兼倉庫建設です。受人は〇〇〇〇〇株式会社代表取締役 〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号92、上分町の案件については、受人は借家住まいのため、父親から借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号93、妻鳥町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、住環境の整った申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し止むを得ないと思われます。受付番号94、妻鳥町の案件については、受人は借家住まいのため父親から借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号95、上柏町の案件については、受人は借家住まいのため、土地を探していた

ところによる受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われま。受付番号96、上柏町の案件については、受人は借家住まいで子供の成長により手狭となったため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し止むを得ないと思われま。受付番号98、豊岡町大町の案件について、受人は紙加工販売業等を営んでおり、現在の受注増に対処すべく、加工場の隣接地である申請地を譲り受けての受人・渡人合致の加工場兼倉庫建設です。受人、株式会社〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われま。受付番号99番、豊岡町長田の案件について、受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役 〇〇〇。なお一部造成成されていますが、始末書が出ております。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われま。受付番号100番、豊岡町長田の案件について、受人は借家住まいであり、両親宅の隣接地である申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇 〇〇。議案第3号受付番号21の案件であります。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われま。受付番号101番、102番の土居町上野の案件について、受人は本年1月に合同会社を設立し、今後の経営拡大・安定を図るための営農型太陽光発電設備設置です。申請地は農用地区域内農地ですが、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置する場合、当該支柱のみ農地法の転用許可が必要で、平成25年3月31日付農林水産省農村振興局長通知の一部改正により、一時転用許可として農用地区域内農地に設置できるものです。近隣農地の所有者の同意を得ており、営農については榊を栽培する予定です。受人、合同会社〇〇〇〇〇〇、代表社員〇〇〇〇。立地基準一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われま。受付番号103番土居町畑野の案件について、受人の住宅へは母親宅の敷地から進入していたが、幅が狭く子供も成長し、駐車場も手狭になったので、住宅に隣接し道路に面する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の進入路及び駐車場新設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われま。受付番号104番、土居町津根の案件について、受人は運送業を営んでいるが、業務拡張により現在の事業用地が手狭になったため、隣接する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の露天駐車場です。受人、有限会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。申請地は第1種農地ではありますが、隣接する既存施設面積は3,015平方メートルで例外許可事由のうち、既存施設の拡張、既

存施設の2分の1以内に該当します。立地基準、一般基準ともに合致し止むを得ないと思われます。受付番号105番、土居町野田の案件について、受人は太陽光発電事業を営んでおり、地盤も安定し、日光量も多く本社に近い申請地を借り受けての受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、株式会社〇〇〇代表取締役 〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号106番、土居町天満の案件について、受人は借家住まいで子供の成長により手狭になったので、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 受付番号91番

薦田推進委員 ここは相当期間、耕作放棄地の状態でしたので、今回転用で水利組合の同意もあり、異議ありません。

議 長 92番

委 員 異議ありません。

議 長 93番

委 員 異議ありません。

議 長 94番

委 員 異議ありません。

議 長 95番

委 員 95番、96番異議ありません。

議 長 97番は取り下げになっています。98番

高橋 博委員 この土地は現在耕作されていないし、将来も厳しい状況なので  
異議ありません。

議 長 99番

委 員 異議ありません。

議 長 100番

委 員 異議ありません。

議 長 101番

委 員 101番、102番異議ありません。

議 長 103番

委 員 異議ありません。

議 長 104番

委 員 異議ありません。

議 長 105番

河村 薫委員 以前からハナシバを植えて近所の人に作ってもらっていたので  
すが、その人に戻されてここ2、3年草が生えて荒れていましたが、太陽  
光発電施設設置で近所に迷惑がかからないということで異議ありませ  
ん。

議 長 106番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はございませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 まず、101番、102番について採決を行います。関連がありますので、12番尾崎靖雄委員の退席を求めます。

(尾崎靖雄委員、退場)

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、101番、102番を原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号中の101番、102番は許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 尾崎靖雄委員の入室を許可します。

(尾崎靖雄委員、入室)

議 長 尾崎靖雄委員に報告いたします。101番、102番については全員賛成で許可相当と認め、進達することとなりました。

議 長 続きまして、議案第4号中、101番、102番を除く案につきまして、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君  
(岡田係長、受付番号109番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 それでは受付番号109番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありますか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君  
(大西次長、受付番号15番～17番を議案書により説明)

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 受付番号15番、質疑はありますか。

委員 異議ありません。

議長 16番

委員 異議ありません。

議長 17番

委員 異議ありません。

議 長 他に、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会臨時総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:15)



上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川有利

委 員

鈴木俊一

委 員

篠原義尚